【感染症】

医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興、また国際交流の進展に伴い、感染症は新たな形で、今なお脅威を与えている。

平成 26 年から 27 年に西アフリカで発生したエボラ出血熱の流行により、北米や欧州でも輸入症例が発生し、我が国でも国内発生時の対応体制の整備等が進められた。平成 24 年 9 月以降中東地域を中心に、中東呼吸器症候群の症例が報告され、国内においても輸入例が探知されることが懸念されたため、平成 27 年 1 月に二類感染症に位置づけられた。また、令和元年 12 月には、中国で新型コロナウイルス感染症が発生し、世界的に大流行した。国内でも、令和 2 年 1 月に1 例目が報告され、2 月には指定感染症に指定され、令和 3 年 2 月には新型インフルエンザ等感染症に位置づけられ、令和 5 年 5 月に 5 類に移行されるまで、社会経済にも多大なる影響を及ぼした。

県内では、一類感染症の発生はないが、結核、腸管出血性大腸菌感染症、ノロウイルスによる感染性胃腸炎や麻しんなどが発生しており、今後も、感染症の発生予防、まん延の防止を目的とした対応体制の整備、充実を図るため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、総合的な施策を推進する。

1. 一類感染症(7疾病)について

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

(1) 現状と課題

○一類感染症の入院治療を担う第一種感染症指定医療機関として、県立中央病院を指定している。

区域	病院名	指定病床数
石川県全域	石川県立中央病院	2

※平成30年1月指定

○新興感染症などの多様な感染症対策に対応できる人材養成が必要である。

(2) 対策

- ○一類感染症の発生時に、迅速かつ的確に対応できるよう、医療提供体制及び 移送体制等の整備、充実を図る。
- ○研修会の開催等により新興感染症などの多様な感染症対策に対応できる人材 の養成を図る。

2. 二類感染症(7疾病)について

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1、H7N9であるものに限る。)

(1) 現状と課題

○二類感染症の入院治療を担う第二種感染症指定医療機関は、各医療圏に指定している。

医療圏域名	病院名	指定病床数		
		結核を除く	結核	
南加賀	小松市民病院	4	10	
石川中央	金沢市立病院	6	25	
能登中部	公立能登総合病院	4	-	
	国立病院機構七尾病院	_	8	
能登北部	市立輪島病院	4	-	
	珠洲市総合病院	_	7	

- ○結核患者の8割以上が医療機関の受診で発見されていることから、医療機関 における早期の診断と速やかな患者届出等が重要である。
- ○結核の治療にあたっては、適正な医療が提供されない場合、疾患の治癒が阻害されるのみならず、治療が困難な多剤耐性結核の発生に至る危険性がある。

(2) 対策

- ○医療機関に対する研修会の開催等により、早期診断と速やかな届出の徹底を 図るとともに、結核医療の基準について、周知を図る。
- ○結核の再発や多剤耐性結核の出現を防止するため、服薬確認を軸とした患者 支援を推進するとともに、多剤耐性結核患者に対する医療機関の機能に合わ せた効果的、効率的な患者管理を行い、多剤耐性結核患者等の管理が複雑な結 核治療等を担う中核的病院を中心とした、各地域の医療連携体制を推進する。

3. 三類感染症(5疾病)について

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(1) 現状と課題

腸管出血性大腸菌感染症等については、集団感染や広域的な発生が見られることから、感染予防のための普及啓発とともに、早期発見及び治療体制の整備が必要である。

(2) 対策

県民や医療関係者への一層の普及啓発を図るとともに、医療機関からの迅速な届け出により、感染症対策の迅速かつ効果的な実施を図る。

4. 四類感染症(44疾病)について

E型肝炎、A型肝炎、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群(病原体がプレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、デング熱、鳥インフルエンザ (H5N1,H7N9を除く)、マラリア等

(1) 現状と課題

交通手段のめざましい進展による膨大な人とモノの移動や野生動物のペット化等を背景として、動物由来感染症が問題となっており、県民や関係者に対する一層の普及啓発が必要である。

(2)対策

海外渡航者が増加していることから、海外感染症情報等の一層の普及啓発を図るとともに、動物由来感染症における媒介動物の対策を推進し、医師、獣医師からの迅速な届け出により、感染症対策の迅速かつ効果的な実施を図る。

5. 五類感染症(48疾病)について

後天性免疫不全症候群(エイズ)、梅毒、性器クラミジア感染症、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、風しん、麻しん、インフルエンザ、感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症(病原体が感染症法施行規則で五類感染症に位置づけされたものに限る)等

(1)現状と課題

○後天性免疫不全症候群(エイズ)や梅毒、性器クラミジア感染症など性感染症 患者の増加が課題となっており、性感染症予防の普及啓発及び教育の推進、検 査・相談体制の充実、医療提供体制の整備・充実を図る必要性がある。

第6章 医療提供体制の整備

- ○ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療と長期にわたる患者管理・支援が必要である。
- ○麻しんは排除状態と認定されたが、その後も海外からの輸入例を発端として、 集団発生が起こっている。
- ○集団感染の発生等が課題となるインフルエンザ、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎等について、発生動向を迅速に把握し、県民や医療関係者に的確に情報提供する必要がある。

(2) 対策

- ○後天性免疫不全症候群 (エイズ)等の性感染症について、一般的な普及啓発を行いつつ、関係機関との連携のもと、青少年やMSM (Men who have Sex with Men: 男性間性交渉者) に対する普及啓発及び教育を推進する。
- ○性感染症の早期発見・早期治療につながるよう、利便性の高い検査の普及・相談体制を充実するとともに、相談機関、一般医療機関、専門医療機関等の連携強化を図る。
- ○エイズ治療の中核拠点病院を中心とした総合的なエイズ医療体制の整備と診療の質の向上を図る。(図参照)
- ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療及び患者管理・支援のための相談・検査 体制や医療体制の整備、充実を図る。
- ○麻しんや風しんについては、予防接種を推進するとともに、発生時の迅速な 届出と対応を行う。
- ○感染症発生動向調査事業により、全数把握感染症及び定点把握感染症について、発生動向を迅速に把握・検討し、食品等関係部局と連携のもと、的確な対策を講じることで、感染症の予防やまん延防止を図る。

6. 新型インフルエンザ等感染症について

新型インフルエンザ等感染症とは、新型インフルエンザと再興型インフルエンザのことをいう。新型インフルエンザは、新たにヒトからヒトに感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症と位置づけられている。

※対応については「10 新興感染症対策の充実」において記載

7. 指定感染症について

指定感染症は、一類から三類感染症以外の既知の感染症であり、健康診断、入院、消毒などの措置が緊急に必要となった場合に、厚生労働大臣が期間(1年以内)を決めて指定する感染症である。現在、指定感染症はない。

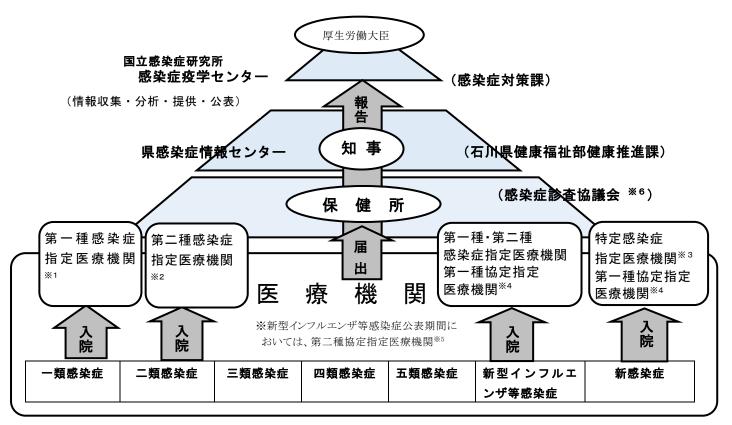
※対応については「10 新興感染症対策の充実」において記載

8. 新感染症について

新感染症は、未知の感染症であり、その感染力や罹患した場合の重篤性から判断した危険性が極めて高い感染症として位置づけられている。県内において新感染症と考えられる患者が発生した場合は、直ちに国へ通報し、指導・助言を受けて、新感染症の所見がある者の入院を担当する医療機関として国が指定する特定感染症指定医療機関への入院措置などの対応を行うこととなる。

※対応については「10 新興感染症対策の充実」において記載

感染症の届出と医療提供体制



※1 第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院 を担当する医療機関をいう。

県内1カ所 石川県立中央病院

※2 第二種感染症指定医療機関:二次医療圏毎に設置される二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症 の患者の入院を担当する医療機関をいう。

県内4カ所 南加賀:小松市民病院、石川中央:金沢市立病院、

能登中部:公立能登総合病院、能登北部:市立輪島病院

※3 特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院 を担当する医療機関をいう。

全国4カ所 東京都:独立行政法人国立国際医療研究センター、千葉県:成田赤十字病院、

大阪府: りんくう総合医療センター、愛知県:常滑市民病院

- ※4 第一種協定指定医療機関:新型インフルエンザ等感染症公表期間において、指定感染症、新型インフルエンザ等 感染症、新感染症の入院対応を行うため、予め協定を締結した医療機関
- ※5 第二種協定指定医療機関:新型インフルエンザ等感染症公表期間において、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症の発熱外来を行うため、予め協定を締結した医療機関
- ※ 6 感染症診査協議会:入院勧告、入院期間の延長、就業制限通知、結核患者の医療費の公費負担申請等 に関する審議を行う。

【感染症指定医療機関、協定指定医療機関と入院対応を担当する感染症類型の関係】

特定感染症指定医療機関	第一種感染症指定医療機関	第二種感染症指定医療機関	第一種協定指定医療機関
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ等感染症
二類感染症	二類感染症	二類感染症	新感染症
一類感染症	一類感染症		
新感染症			

エイズ医療提供体制

